

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
感染症予防対策支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症予防対策のためにコンベンション主催者が支出した経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、コンベンションの開催を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受ける者は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー補助金交付規程及び公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー全国大会等開催補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の規定に基づく交付決定の対象となる者(以下、「主催者」という。)とする。

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費(以下、「対象経費」という。)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要と認める経費で、別表に定めるものとする。

2 前項に定める対象経費は、交付要綱第4条第2項に定める理事長の認める事業費には該当しないものとする。ただし、対象経費が、20万円を超える場合、対象経費から、20万円を差し引いた経費は、同項に定める理事長の認める事業費とすることができる。

(助成金額)

第4条 助成金額は、20万円を限度とし対象経費の実支出額とする。

(交付申請)

第5条 主催者は、感染症予防対策支援助成金交付申請書(様式第1号)をコンベンション終了後、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 前条の交付申請があったときは、提出書類等を審査し、適当と認めた場合は、感染症予防対策支援助成金交付通知書(様式第2号)により主催者に通知し、交付するものとする。

2 主催者は、助成金の交付を受けようとするときは請求書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消及び返還請求)

第7条 主催者が提出した書類に明らかな誤り、偽りがあったときは、助成金の交付を取り

消すものとする。この場合において、主催者は、既に交付された助成金を直ちに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、令和3年1月4日から施行し、同日から令和3年3月31日まで開催されるコンベンションに適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日から令和4年3月31日まで開催されるコンベンションに適用する。

別表（第3条関係）

感染症予防対策支援助成金の対象項目

項 目	内 容
マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液等、衛生用品の購入	実参加者数に応じた必要数の購入費用
検温用の非接触型体温測定器、サーモカメラ等の購入及びレンタル	実参加者数に応じた必要数の購入及びレンタル費用（設置、撤去費用は含まない）
飛沫感染防止（又はソーシャルディスタンス維持）のためのパーティションや案内板等の制作	制作に要する費用 （設置、撤去費用は含まない）
ウイルス抑制機能を有する空気清浄機、換気を目的としたサーキュレーター等のレンタル	レンタル要する費用 （設置・撤去費用は含まない）